

(務)第61号

平成13年9月12日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	G 0 1 0 1
保存期間	30年
廃棄年月日	平成47年3月8日
担当係	職場教養係

三重県警察本部長

三重県青年警察官育成要綱の制定について(例規通達)

改正 平17(務)第8号

- 対号1 青年警察官研究会実施要領の制定について(例規通達・昭和53年6月12日(教)第19号)
- 2 兄友制度運営要綱の制定について(例規通達・昭和53年6月12日(教)第20号(務・厚・監・外・学合同))

次代を担う青年警察官の育成については、長期的な展望に立った総合的な施策が必要であり、従来、対号例規通達等により、その積極的な推進に努めてきたところである。

しかし、これらの規程は制定後20余年を経ており、この間、警察を取り巻く情勢は著しく変化するとともに、青年警察官の意識にも多大な影響を与え、職務倫理観も職員間に格差が認められるようになってきている。

このような状況にかんがみ、対号例規通達に検討を加え、新たに「三重県青年警察官育成要綱」を制定することとしたので、その趣旨を理解のうえ、効果的な運用に努められたい。

なお、対号例規通達1及び2は、廃止する。

別添

三重県青年警察官育成要綱

第1 目的

この要綱は、青年警察官に対し、適正に職務を遂行する能力を修得させるとともに、職務に係る倫理を保持し、健全な社会人として良識ある警察官を育成することを目的とする。

第2 実施体制の確立

警察本部の課、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、運転免許センター、科学捜査研究所、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に兄友グループを編成し、これを中核として青年警察官の育成を図るものとする。

1 構成

(1) 兄友責任者

ア 所属に兄友責任者を置き、次長、副隊長、副センター長、副所長、副校長及び副署長をもって充てる。

イ 兄友責任者は、所属における青年警察官育成の責任者として、総合的な指揮、調整を行うものとする。

(2) 兄友リーダー

ア 兄友責任者は、所属職員の中から、人格、識見に優れ、指導能力のある警察官を兄友リーダーとして指名するものとする。

イ 兄友リーダーは、青年警察官との交流を通じ、知識、技能を兼ね備えた良識ある青年警察官の育成に努めるものとする。

(3) 青年警察官

ア 青年警察官は、採用時教養修了後3年未満の巡査の階級にある警察官とする。

イ 青年警察官は、兄友リーダーの指導を受け、警察実務に必要な知識、技能の修得及び人格の向上に努める。。

2 編成

兄友責任者は、原則として青年警察官1人に対して兄友リーダー1人を指名し、兄友グループを編成する。

3 指導教養等

(1) 所属長は、本要綱の目的を達成するために、構成員に適宜必要な指導教養を実施するとともに、兄友グループの活動が効果的に行われるよう配慮をするものとする。

(2) 各級幹部は、兄友リーダー及び青年警察官と意思の疎通を図り、兄友グループ活動が効果的かつ効果的に行われるよう支援するものとする。

第3 活動要領

1 兄友リーダーは、青年警察官のよき相談相手となるとともに、平素から助言と指導を行う。

2 兄友グループの活動課題は、次に掲げるものとする。

(1) 職務倫理に関するもの

- ア 人権
- イ 道徳
- ウ 社会常識
- エ 警察の責務

(2) 警察実務に関するもの

- ア 知識
- イ 技能
- ウ 体力
- エ 判断力

3 活動上の留意事項

- (1) 事前に活動課題を定め、計画的な活動を推進すること。
- (2) 相互の意思疎通による理解と協力により、信頼関係を高めること。
- (3) プライベート等秘密を厳守すること。
- (4) 他の兄友グループとの連絡、協調を図ること。